

議 案

平成29年9月6日

千葉県環境審議会鳥獣部会

議案第1号

狩猟におけるくくりわなの輪の径の規制緩和及び第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の変更（案）について

法第14条第3項の規定による捕獲禁止の一部緩和

（法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）

狩猟におけるくくりわなの輪の径の規制緩和及び第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の変更（案）について

1 内 容

参考資料1「狩猟におけるくくりわなの輪の径の規制緩和について」のとおり

2 根拠法令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条第3項

3 期 間

第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の変更日から
平成34年3月31日まで

4 理 由

くくりわなの輪の直径が12cmを超えるものの使用が禁止（鳥獣保護管理法施行規則第10条第3項第9号及び第10号）されているが、イノシシによる農作物等への被害が深刻化しており、さらに捕獲を促進する必要があることから、第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）を資料1-2のとおり変更し、狩猟におけるくくりわなの輪の径の規制緩和を行うこととしたい。

議案第 2 号

夏目鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について

別紙のとおり鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項により、夏目鳥獣保護区特別保護地区（面積：8ヘクタール 存続期間：平成 29 年 11 月 1 日から平成 39 年 10 月 31 日まで）を指定する。

夏目鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について

1 内 容

別紙「夏目鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）」のとおり

2 根拠法令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項
(特別保護地区の指定)

3 期 間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

4 理 由

当地区は、多種多様な鳥類の良好な生息地として特に重要な区域と認められることから、特別保護地区として指定している。

指定期間が平成29年10月31日で終了となるため、新たに平成29年11月1日から10年間の特別保護地区指定を計画したものである。

夏目鳥獣保護区特別保護地区 指定計画書（案）

1 保護に関する指針案

(1) 鳥獣保護区特別保護地区の名称

夏目鳥獣保護区特別保護地区

(2) 鳥獣保護区特別保護地区の区域

夏目鳥獣保護区内の夏目の堰の区域

(3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
(10年間)

(4) 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

イ 鳥獣保護区特別保護地区の指定目的（管理方針を含む）

(指定目的)

夏目鳥獣保護区は、香取郡東庄町の南部および旭市の一部に位置し、区域の南部には水田地帯が広がっており、四季を通じて各種の鳥類が生息している。

特に当該鳥獣保護区の中でも、8ヘクタールほどの夏目の堰は、多数の鳥類が渡来する千葉県北東部では最大の渡来地の一つであり、毎年ハクチョウ類やカモ類など、多様な鳥類が利用する場所となっている。

このため、当該区域は、夏目鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に渡来する鳥類及びその生息地の保護を図るものである

(保護管理方針)

区域内及び周辺において定期的な巡視等を実施し、渡来する鳥類の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

2 鳥獣保護区特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 8 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 ー ha

農耕地 ー ha

水 面 8 ha

その他 ー ha

イ 所有者別内訳

国 有 地 8 ha

地方公共団体有地 ー ha

千葉県有地	-ha
私有地等	-ha
公有水面	-ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域	
自然環境保全法による地域	-ha
自然公園法による地域	-ha
文化財保護法による地域	-ha
森林法による地域	-ha

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

- ア 特別保護地区の位置 香取郡東庄町に位置し、夏目鳥獣保護区のほぼ中央に位置する。
- イ 地形、地質等 灌漑用に造られた堰である。
- ウ 植物相の概要 当該地域は水面のみである。
- エ 動物相の概要 ハクチョウ類やカモ類をはじめ9科34種の鳥類が確認された。

(2) 生息する鳥獣類

鳥類 9科 34種

科名	種名		
カモ	<u>ヒシクイ</u>	マガン	○コハクチョウ
	オオハクチョウ	オカヨシガモ	ヨシガモ
	ヒドリガモ	○マガモ	カルガモ
	ハシビロガモ	○オナガガモ	<u>トモエガモ</u>
	コガモ	ホシハジロ	キンクロハジロ
	ミコアイサ		
科名	種名		
カイツブリ	カイツブリ	カンムリカイツブリ	ミミカイツブリ
	ハジロカイツブリ		
ウ	カワウ		
サギ	ゴイサギ	アオサギ	ダイサギ
	チュウサギ		
クイナ	バン	オオバン	
カモメ	<u>コアジサシ</u>		
タカ	トビ	ハイイロチュウヒ	
ツバメ	ツバメ		
セキレイ	ハクセキレイ	セグロセキレイ	タヒバリ

注) ○ … 一般的に見られる鳥獣
アンダーライン…希少鳥獣、種の保存法または天然記念物に指定されている鳥獣

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況
当該地域は被害報告なし。

4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
損失補償請求の見込みなし。

5 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

ア	特別保護地区用制札	4本
イ	案内板	0基
ウ	給水器	0基
エ	給餌器	0基
オ	巣箱	0個
カ	その他	なし

議案第3号

清澄山鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について

別紙のとおり鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項により、清澄山鳥獣保護区特別保護地区（面積：131ヘクタール 存続期間：平成29年11月1日から平成39年10月31日まで）を指定する。

清澄山鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について

1 内 容

別紙「清澄山鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）」のとおり

2 根拠法令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項
(特別保護地区の指定)

3 期 間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

4 理 由

当地区は、多種多様な鳥類の良好な生息地として特に重要な区域と認められることから、特別保護地区として指定している。

指定期間が平成29年10月31日で終了となるため、新たに平成29年11月1日から10年間の特別保護地区指定を計画したものである。

清澄山鳥獣保護区特別保護地区 指定計画書（案）

1 保護に関する指針案

(1) 鳥獣保護区特別保護地区の名称

清澄山鳥獣保護区特別保護地区

(2) 鳥獣保護区特別保護地区の区域

清澄山鳥獣保護区内の国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林千葉演習林24林班及び32林班

(3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで(10年間)

(4) 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区特別保護地区の指定目的（管理方針を含む）

(指定目的)

当地域は、房総半島の南東部、房総丘陵の東寄りに位置する清澄山を中心とした東京大学農学生命科学研究科附属演習林千葉演習林内に位置し、モミ・ツガを主体とする天然林から構成されており、多様な野生鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、清澄山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に渡来する鳥類及びその生息地の保護を図るものである

(保護管理方針)

区域内及び周辺において、定期的な巡視等を実施し、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意し、鳥獣の保護繁殖を図る。

2 鳥獣保護区特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 131ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	129ha
農耕地	—ha
水面	1ha
その他	1ha

イ 所有者別内訳

国有地	—ha
地方公共団体有地	—ha
千葉県有地	—ha
私有地等	130ha

公 有 水 面 1 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域	
自然環境保全法による地域	—ha
自然公園法による規制区域	1 3 1 ha
内 特別地域	1 3 1 ha
文化財保護法による地域	—ha
森林法による地域	1 3 1 ha
水源涵養保安林	1 3 1 ha

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

- ア 特別保護地区の位置 房総半島の南東部、房総丘陵の東寄りに位置する清澄山を中心とした東京大学農学生命科学研究科附属演習林千葉演習林林内の2 4林班及び3 2林班
- イ 地形、地質等 清澄山を中心に大小の沢が谷を削り、平坦な地形は少なく2 4林班は南西側の尾根に林道が通じている。また、大多喜町に隣接する3 2林班には林道がなく、東側は国有林でその境界尾根筋に南方の通称麻綿原から北方の石尊山へ通ずる歩道がある。
- ウ 植物相の概要 モミ・ツガの天然林からなる森林で、200年生を超える巨木が多く見られる。
- エ 動物相の概要 メジロ・オオルリ、ニホンザル・ニホンジカ等の鳥獣類とともにその動植物は、多様である。

(2) 生息する鳥獣類

鳥類 26科 62種

科名	種名
キジ	ヤマドリ
ハト	キジバト アオバト
カッコウ	ジュウイチ ホトトギス ツツドリ
ヨタカ	ヨタカ
アマツバメ	アマツバメ ヒメアマツバメ
タカ	ハチクマ トビ ツミ ハイタカ <u>オオタカ</u> <u>サシバ</u> ノスリ
フクロウ	フクロウ アオバズク
カワセミ	ヤマセミ
キツツキ	コゲラ アカゲラ

ハヤブサ	<u>ハヤブサ</u>		
ヤイロチョウ	<u>ヤイロチョウ</u>		
カササギヒタキ	サンコウチョウ		
カラス	カケス	ハシボソガラス	ハシブトガラス
ククイタダキ	ククイタダキ		
シジュウカラ	ヤマガラ	ヒガラ	シジュウカラ
ヒヨドリ	○ヒヨドリ		
ウグイス	ウグイス	ヤブサメ	
エナガ	○エナガ		
ムシクイ	エゾムシクイ	センダイムシクイ	
メジロ	○メジロ		
レンジャク	キレンジャク	ヒレンジャク	
ミソサザイ	ミソサザイ		
ヒタキ	トラツグミ アカハラ ジョウビタキ	クロツグミ ○ツグミ キビタキ	○シロハラ ルリビタキ オオルリ
セキレイ	キセキレイ	ハクセキレイ	セグロセキレイ
科名	種名		
アトリ	○アトリ ハギマシコ イカル	カワラヒワ ベニマシコ	○マヒワ ウソ
ホオジロ	アオジ	クロジ	

獣類 12科 17種

科名	種名
モグラ	ヒミズ アズマモグラ
キクガシラコウモリ	キクガシラコウモリ
オナガザル	ニホンザル
ウサギ	ノウサギ
リス	ニホンリス
ネズミ	アカネズミ ヒメネズミ
アライグマ	アライグマ
イヌ	タヌキ
イタチ	テン イタチ アナグマ
ジャコウネコ	ハクビシン
イノシシ	○イノシシ
シカ	ニホンジカ キョン

注) ○ … 一般的に見られる鳥獣

アンダーライン … 希少鳥獣、種の保存法または天然記念物に指定されている鳥獣

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

ア 過去3年間の有害鳥獣捕獲許可件数

当該地区に限定した有害鳥獣捕獲許可はない。君津市及び鴨川市の市内全域を対象とした許可件数は以下のとおり、

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
君津市	3	3	3
鴨川市	3	3	3

イ 加害鳥獣の種名および被害樹木

清澄山鳥獣保護区特別保護地区内は無し。

ただし清澄山鳥獣保護区内では、以下のとおり。

ニホンジカ スギ・ヒノキ (食害)

ノウサギ スギ・ヒノキ (食害)

4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定に

よる補償に関する事項

損失補償請求の見込みなし。

5 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

ア 特別保護地区用制札	0本
イ 案内板	0基
ウ 給水器	0基
エ 給餌器	0基
オ 巣箱	0個
カ その他	なし
計	0本